

住民の生命・生活を脅かす新型コロナウイルス感染症対策について

日本国内で本年1月に新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されて以降都市部を中心に感染経路が明らかでない感染者が増え続けたことを踏まえ、国は、4月7日、改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を関東・近畿・九州圏の7都府県に発令した。また、同月16日には、対象を全国に拡大し、5月4日には、医療提供体制へのさらなる負荷が懸念されることから、緊急事態措置の期間を5月末まで延長した。

その後、全国的な新規感染者の減少や病床等の確保など、改善が見られたことから、5月14日に中国5県を含む39県で、21日には近畿3府県で、25日には北海道、首都圏4都県で緊急事態宣言が解除され、5月末を待たず全国的な解除に至った。

今後、有効な治療薬やワクチンが開発されるまでは、影響の長期化が予想されることから、引き続き感染防止対策を実施する必要があるとともに、社会経済活動の回復に努めなければならない。

中国地方知事会としても、こうした事実を重く受け止め、国と一致団結して対策に引き続き取り組む決意であるが、これら取組を進める上で、次の事項について国の対応を強く要請する。

1 地方財源の確保

新たに創設された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、柔軟な運用を認めるとともに、財政力に配慮した算定を行うこと。

2 医療提供体制の充実強化

(1) 医療提供体制の確保

医療機関の人員確保や設備整備、軽症患者等が療養する宿泊施設の確保、患者の受入調整を行う調整本部の運営を迅速かつ円滑に行うため、今回の緊急経済対策で措置された交付金等について、感染状況の進展に応じ、必要な額を確保すること。

特に、医療機関においては、患者の受入れに係る人員体制確保等の過大な負担、風評被害や院内感染対策による一般診療の縮小など、経営上の課題が指摘されていることから、入院病床の確保を強力に後押しするための十分な財政措置を講じること。

(2) 治療薬やワクチンの実用化

特例承認されたレムデシビルについて、国内への安定的な供給を働きかけるとともに、感染症指定医療機関等で臨床試験を行っているアビガン等の治療薬についても、早期の実用化を図ること。

また、感染の早期終息に向け、国主導の下、民間企業等とも連携して、特効薬やワクチンの早期開発及び供給体制の確立を実現すること。

(3) 必要とされる医療資材の確保

マスク、防護服、ゴーグル、手指消毒用エタノール等、必要とされる医療資材が施設等へ確実に提供されるよう、国が責任をもって調達し、供給すること。

また、感染拡大時にも安定的に確保できるよう、供給体制の抜本的な強化を図ること。

(4) 保健所の機能強化

積極的疫学調査や帰国者・接触者相談センターなど、感染拡大防止に重要な役割を担う保健所の体制強化に対して、さらなる財政的、技術的、人的支援を行うこと。

3 学校等教育分野への対応

(1) 進級・卒業要件及び大学受験等にかかる影響への対応

学校の臨時休業期間の長期化等を踏まえ、児童生徒の進級及び卒業要件等について、国の責任において速やかに明確な方針を示すこと。

また、高校生等の就職や進学に大きな影響を及ぼす国家資格等の資格試験の中止や延期が見受けられる中、資格試験が受けられないことによって、就職や進学に関して不利にならないよう、国において各試験団体、経済団体、大学等へ働きかけること。

(2) 学習機会の確保

義務教育課程における児童生徒1人1台の端末の配備等について、緊急経済対策に盛り込まれたが、児童生徒の学習機会を確保するため、確実に実施するとともに、学習支援コンテンツの充実や、家庭での学習に伴う通信料負担への補填措置も講じること。また、こうした措置の対象に高等学校及び特別支援学校高等部も含めること。特に、低所得によるタブレット不保持者向け貸出端末の提供等に対して、優先的に支援すること。

また、児童生徒の学習の遅れが生じないために、学校における、創意工夫をこらした学びの支援に必要な財源を確保すること。

加えて、地域の感染状況により学校休校の対応をした地域としていない地域において学習機会に差が生じないよう、9月入学制など、幅広に議論を行うこと。

(3) 児童生徒等の心のケア

新型コロナウイルス感染症に起因する児童生徒及びその保護者に対するいじめ、偏見、ストレス等に対応するスクールカウンセラーやいじめ相談の活動が十分に行えるよう、財政支援を拡充すること。

(4) 教育関係行事の延期・中止等に伴う負担への対応

学校の一斉臨時休業の要請に伴う修学旅行の中止や延期に係る追加的費用への支援が緊急経済対策に盛り込まれたが、国の要請を踏まえた全国一斉臨時休業に伴い延期・中止したものに限定せず、その後に実施を予定していた修学旅行も対象に含めるとともに、海外研修や校外研修についても対象とすること。また、すでにキャンセル料が発生している学校もあることから、早急に補填措置を講じること。

併せて、学校の臨時休業に伴い事業に影響を受ける学校給食関連業者やスクールバス・タクシー業者などの学校取引事業者に生ずる損失に対する十分な補填措置を講じること。

(5) 学校や社会教育施設等における感染症防止対策

マスク等の衛生資材を学校等に配布することが緊急経済対策に盛り込まれたが、学校や社会教育施設等における感染症防止

対策のため、非接触型体温計、アルコール消毒薬、マスク等を、国において安定的かつ優先的に供給するとともに、独自にそれらを調達した場合や消毒・洗浄作業、換気設備の整備を行った場合の経費について、早急に補填措置を行うこと。

また、児童生徒等の生活の場である寄宿舎の多くは、「3つの密」を避けることが困難な構造であるため、舎室の個室化、換気設備の整備、休養室の増設などの大規模改修に係る経費について、財政支援を行うこと。

加えて、特別支援学校のスクールバスでの感染リスク低減対策への支援について緊急経済対策に盛り込まれたが、児童生徒の密集状態を緩和するためのスクールバスの増便に係る経費について、早急に補填措置を講じるとともに、高等学校における鉄道通学時の過密状況を避けるためのスクールバスの運行も対象に含めること。

4 地方経済を支える中小企業等への支援強化

(1) 中堅企業・中小企業・小規模事業者等への支援の強化

中小企業・小規模事業者及び農林漁業者に対し、民間金融機関でも無利子・無担保の融資を受けることができる制度や再起の糧とするための持続化給付金制度、収入が大幅に減少した場合の県税徴収猶予制度等の創設が緊急経済対策に盛り込まれたが、事業の継続に不安を抱える事業者に新たな支援策が一刻も早く届くよう、制度の周知や申請手続きの簡素化などを図ること。

併せて、中小企業等の収入が減少した事業者にとって、家賃や卸売市場の施設使用料、固定資産税などは固定費として大きな負担であり、特に売り上げ規模に対し、設備負担の大きな事業者等の事業継続の障壁となっていることから、業種や賃貸・所有を問わず影響を受ける事業者を対象に、固定費負担を軽減するための給付金などの支援制度を創設すること。

さらに影響の長期化による資金繰りの悪化も懸念され、地域経済の牽引役である中堅企業の破綻も想定される状況となってきていることから、中堅企業を含む企業の事業継続を維持するために、支援制度のさらなる拡充を講じること。

また、イベントの自粛等の影響を受ける文化芸術・スポーツ関係者等への支援策を講じること。

(2) 雇用調整助成金等による雇用維持に向けた対策の強化

助成率の引き上げ等、雇用調整助成金の特例措置のさらなる拡大が緊急経済対策に盛り込まれたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響の拡大及び長期化も見込まれることから、労働者の雇用の維持と生活の安定を図るため、状況に応じてその他の各種助成金の特例措置も含めて、対象期間を延長するなど、さらなる特例を実施すること。

さらに、支援を必要とする者に一刻も早く現金を届けられるようにするため、休業に係る労使間協定の省略や添付書類の簡略化に係る特例措置の対象事業主を拡大すること。

加えて、事業者からの問い合わせに対して、円滑かつきめ細かに対応できるよう各労働局やハローワークにおける相談体制を強化するとともに、支援が必要な事業者に対して必要な情報が的確に届くよう、あらゆる手段を講じ制度をわかりやすく周知すること。

(3) 地域公共交通機関の維持・存続に向けた対策の実施

バス、鉄道、離島航路をはじめ甚大な影響が生じている地域公共交通機関の維持・存続に向けた対策を国において責任をもって早急に講じること。

(4) 観光産業・飲食業等への影響を踏まえた対策の実施

感染拡大で多大な影響を受ける観光産業・飲食業等を対象に、全国統一的な支援措置を講じること。官民一体型の消費喚起キャンペーンを実施することが緊急経済対策に盛り込まれたが、その具体化にあたっては、消費者・事業者が利用しやすい制度とするとともに、観光需要等の喚起に効果的、かつ、地方への誘客につながる制度とすること。

(5) 規制緩和による強固なサプライチェーンの構築

国内回帰や多元化を通じた強固なサプライチェーンの構築のための財政支援が、緊急経済対策に盛り込まれたが、生産拠点の整備に際して農地法や都市計画法等の諸規制が制約とならないよう、例えば農村産業法の対象地域の人口要件を緩和して農地転用を可能とすることや、国庫補助事業の活用により市街化調整区域の開発許可を受けやすくすることなど、緊急経済対策の目的達成に資するような規制緩和を柔軟かつ早急に実施すること。

5 新しいビジネスモデルの積極的な推進

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、オンライン会議やテレワークが一気に進み、人々が働く場所から解放され、対面によらずに仕事ができるようになり、今後、組織に所属せずプロジェクトごとにメンバーが集まるなどのギグエコノミーの一層の拡大が想定されることから、こうした変化に適応するための支援を行うこと。

(1) 新しい働き方様式に向けた取組の推進

時間や場所にとらわれず個々の能力を発揮できる働き方の実現や、この度の新型コロナウイルス感染症拡大などの危機事案発生時における企業の事業継続対策としても有効なテレワークやオンライン会議、さらに、オフィスの分散やサテライトオフィスの導入を促進するなど、働き方改革に向けた取組を一層推進すること。

(2) 新しいビジネス様式に向けた環境整備

ギグエコノミーや店舗のバーチャル化などの地理的制約を超えた新しいビジネス様式に対応するため、働き手の能力やスキルの向上支援など、働き手と企業が対等に仕事を進めていくまでの環境整備とともに、これらに必要な労働法制や社会保障制度の在り方を検討すること。

(3) ベンチャー企業に対する積極的な支援

「新しい生活様式」「新しい働き方様式」「新しいビジネス様式」への対応に重要なイノベーションの創発を推進するため、ベンチャー企業に対し、ベンチャーキャピタルなどを通じた資金調達や人材確保に向けた取組など、引き続き積極的に支援を行うこと。

6 感染再拡大防止に向けた積極的戦略への転換と対策

(1) 緊急事態宣言解除後において、感染拡大の第2波、第3波が起これり、その度に自粛や休業要請を繰り返すことになれば、日本の経済の早期正常化の支障となることから、安全な医療体制

を確保しながら、感染拡大防止と経済社会活動をバランスよく両立させるため、

- ・PCR検査等の大規模拡大など積極的感染拡大防止戦略への転換やそのための体制整備
 - ・軽症者等の療養のためのホテル等の確保や重症者等の対応のための医療機能の増強
 - ・積極的疫学調査を徹底するための人員体制増強や濃厚接触者追跡アプリの早期導入
 - ・PCR検査や抗原・抗体検査の検査数と検査対象範囲の思い切った目標設定
 - ・手術前の患者、妊婦に対するPCR検査の徹底等による院内感染防止対策
- などの対策を講じること。

- (2) 今後の感染再拡大に備え、都道府県知事が地域の実情にあつた感染対策を適宜、適切に実施できるよう、特別措置法に基づく施設使用制限等の「指示」に従わない場合の罰則を設けるほか、新型コロナウイルス感染症に係る保健所の積極的疫学調査や軽症者等の宿泊施設での療養、自宅での健康観察について、実効性を担保する感染症予防法上の特例措置等を早急に講じること。

7 偏見・差別意識の排除の推進

医療の最前線で治療にあたる医療従事者や感染者、また、その家族等に対する偏見や差別は決して許されるものではないことから、新型コロナウイルス感染症に関する正しい情報の迅速な提供に努め、人権教育を推進するとともに、風評被害の防止対策を講じること。

令和2年5月27日

中 国 地 方 知 事 会



鳥取県知事 伸達隆英嗣
島根県知事 井山木崎岡
岡山県知事 平丸伊原
広島県知事 治也太彦政
山口県知事 湯村